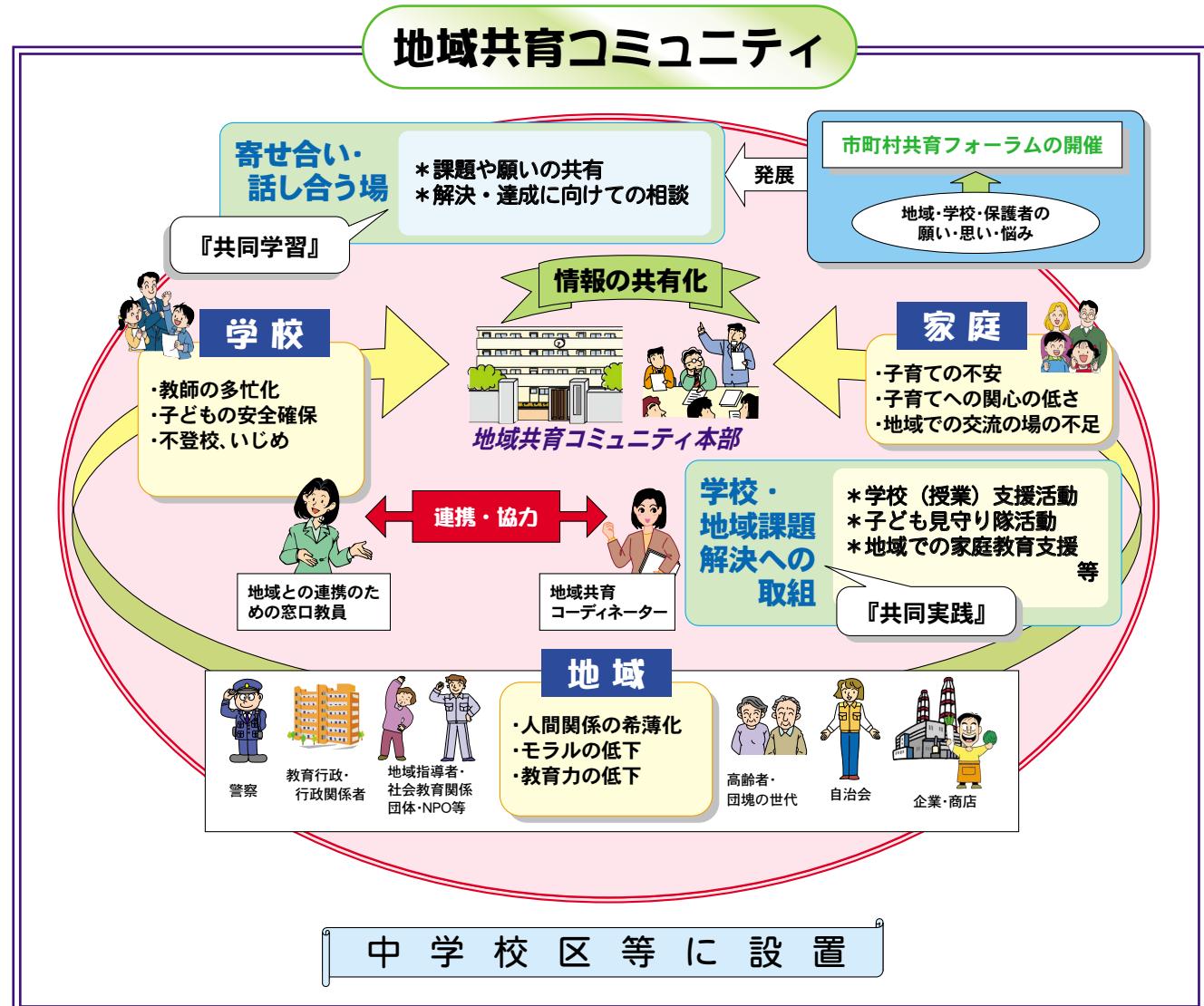


きのくに共育コミュニティの形成

和歌山県教育委員会では、平成20年度から、学校・家庭・地域社会が一体となって地域の教育課題を共有し、解決に取り組む「地域共育コミュニティ」づくりを進めます。



期待される効果

学校

- * 地域人材の活用により、豊かな教育活動（体験活動等）が促進される。
 - * 学校業務がスリム化し、先生が子どもたちと活動する時間が増える。
 - * 学校の安全が確保される。

地域

- * 地域住民の社会参加の場
が得られる。
 - * 地域社会の活性化につな
がる。

家庭

- * 学校での子どもの様子がわかる。
 - * 子育てへの意識が高まる。
 - * 地域活動への参加機会が増える。
 - * 父親の子育て参加が促進される。

つながる、ひろがる「共育」の輪！

「市民性を育てる教育」の推進



教育に求められる新しい視点と枠組み

複雑で変化の激しい今日、教育課題がますます多様化・深刻化しています。学校や地域のさまざまな教育課題を解決し、わかやまの未来を担う人材を育成するためには、新しい視点をもった教育を進めることができます。

その視点の1つが「**市民性**」です。子ども一人一人（学習者）が「市民」、つまり、主権者として尊重され、互いに尊重し合うことを出発点とした教育を展開していく必要があります。

「市民性を育てる教育」とは

本県では、子どもたちが自分も他者も大切にし、権利の主体として義務と責任を果たしながら、積極的に社会に参画しようとする意欲や態度を育てる「**市民性を育てる教育**」を推進していきます。

「市民」・「市民性」とは

- ◆基本的人権を有するすべての人は、「**市民**」です。
 - ◆「**市民性**」とは、基本的人権を有する主体としての自覚と行動（社会参加）の仕方です。
それは、一人一人が地域社会の一員として、どのように生活し、様々な課題にどう向き合い協力し合って、より暮らしやすく活力のある地域づくりに取り組めるかを問うものです。

和歌山県教育委員会

「市民性を育てる教育」の推進

「市民性を育てる教育」は、特別な授業や新しい学習を行おうとするものではありません。「市民性」が醸成される環境づくりに留意して、「市民性を育てる」という視点を共有し、計画的に指導を展開していくことが望されます。

クロスカリキュラムによる指導と統合する場の必要性

◆クロスカリキュラム等による指導

「市民性」に関する学習内容は、既存の様々な教科等の学習内容に豊富に含まれています。このため、「クロスカリキュラム」の発想を生かし、「知的側面」「情意的側面」「社会的側面」にわたって各教科等に含まれている「市民性」に関する内容を関連づけて構成し、指導することが効果的です。

◆学習を統合する場

各教科等で学習した内容を「市民性を育てる」という観点で統合し、その意義などを児童生徒にしっかりと理解させる場が必要です。こうした場として、道徳の時間や総合的な学習の時間、学級活動や各種の集会などが考えられます。また、職場体験やボランティア活動等の各種の集団的、体験的な活動並びに地域活動への参加などは、実践的な学習の好適な場となります。

「市民性」に結びつく学習内容

各教科等の中に、「市民性」に結びつく学習内容があります。このことを意識した指導が求められます。

《学習例》

- ◆各教科
・国語：「話すこと・聞くことについての学習」「敬語等の言葉遣い」など
- ・社会：「地域についての学習」「政治の働き」「国民主権」「異なる文化や習慣」「法の意義」など
- ・算数/数学：「論理的思考力や直観力」「問題解決の力」「計算や測定などの基礎的技能」など
- ・理科：「生命に関する学習」「暮らしと自然、環境に関する学習」など
- ・生活：「家族や自分の生活についての学習」「公共物や公共施設についての学習」など
- ・音楽：「豊かな情操」「郷土の音楽や諸外国の音楽等への理解」など
- ・図画工作/美術：「造形に関する学習」「工作に表す技能」など
- ・家庭/技術・家庭：「自分の家庭生活」「環境に配慮した工夫」など
- ・体育/保健体育：「保健・安全についての学習」「望ましい生活習慣」など
- ・外国語：「世界や我が国の生活や文化の理解」「国際協調の精神」など

◆道徳：「生命尊重」「公徳心」「自他の権利や義務」「公正・公平」など

◆総合的な学習の時間：「環境に関する学習」「国際理解に関する教育」「福祉に関する学習」など

◆特別活動：「自分たちの問題を主体的に解決する学級活動」

- 「よりよい学校をめざす児童生徒会活動」
- 「勤労の尊さや生産の喜びを実感する体験活動」
- 「よりよい地域をめざしたボランティア活動」など



「市民性」を育てる学習環境

◆一人一人の人格が尊重される環境

◆自立と対話・協調が促進される環境

学習指導要領との関係

『これからの変化の激しい社会においては、子どもたち一人一人が自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく力が求められます。このために必要となるのは、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」です。』(文部科学省)

「市民性」という観点を大切にした教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康や体力」の3要素の統合が促進され、様々な社会活動を通して、「生きる力」が「市民性」として発現されると考えます。

「市民性」として発現



めざす行動の基準(例)

- ・しっかりと学び、一人一人の力を高めよう。
- ・共に生活する社会の一員として、互いに権利と責任を大切にしよう。
- ・お互いにあいさつを交わし、モラルやマナーを高めよう。
- ・ふるさとの良さを知り、より良いふるさとづくりに力を合わせよう。
- ・環境を大切にし、「人と地球にやさしい」生き方を実践しよう。
- ・他の地域や世界のことを知り、異なる文化や伝統を尊重しよう。
- ・他の人々や地域のために役立つことを喜びとしよう。



「市民性を育てる教育」を推進するにあたっての配慮事項

◆発達段階に即した工夫

「市民性」を育てるには、発達段階に配慮する必要があります。例えば、小学校の低学年であれば、感性を育てる体験活動や生活に必要なルールやマナー、家族や友達に対する思いやりなど、「将来の市民性の基礎」という観点で進め、中学校や高等学校では、公民的な理解や地域の歴史など知的な理解を中心に学習を進めるなど、それぞれの発達段階に応じた工夫が重要です。

◆地域や学校の特色を生かす

各地域や学校では、ふるさと教育や環境教育、安全指導など、それぞれ課題や特色に応じて「市民性」に結びつく取組が実践されています。これらの教育活動を「市民性」という観点からとらえ直し、それぞれの学校の持ち味を生かした豊かな教育活動を実践することが大切です。